

2026年5月

ご契約者 各位

損害保険ジャパン株式会社  
有限会社木下保険事務所

## 2026(令和8)年11月1日以降始期契約の自賠責保険料の改定について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2026年4月30日に自賠責保険審議会が開催され、2026年11月1日以降始期契約の自賠責保険約款および自賠責保険料の改定が決定されましたので、下記のとおりご案内いたします。

敬 具

### 記

#### 1. 保険料改定の概要について

- 2026年11月1日以降始期契約より、自賠責保険料が全車種平均で6.2%引上げとなります。(ただし、改定率は保険期間・車種等により異なります。)

以下(1)、(2)を主な要因として、純保険料・社費・代理店手数料のいずれについても収入が不足する状況にあることを踏まえ決定されました。

- (1)事故率が下げ止まりつつある中、治療費の増加により、保険金支払単価が上昇していること
- (2)インフレ等により自賠責制度の運営に係る事務コストが増加していること。

#### 【保険料例(本土)】

- 自家用乗用自動車の2年(24か月)契約の場合  
現行保険料 17,650円⇒改定保険料 18,560円(910円の引上げとなります)
- 軽自動車(検査対象車)の2年(24か月)契約の場合  
現行保険料 17,540円⇒改定保険料 18,660円(1,120円の引下げとなります)

#### 2. 2026年11月1日以降始期契約の取扱いについて

- ご契約手続きを留保いただいている2026年11月1日以降始期の自賠責保険契約については、2026年8月1日より改定後の保険料で手続きが可能となります。
- 2026年11月1日以降始期の契約を現在の保険料でご契約され、後日、保険料が変更になった場合には、差額保険料をご精算いただく等のご不便をおかけすることとなります。つきましては、このようなご不便を避けるため、2026年7月31日(金)までの期間においては、2026年11月1日以降始期の契約の締結(更新)をお待ちいただきますよう、お願いいたします。

以上

【主な車種の新旧保険料比較表】本土（除く離島・沖縄県）

車種	保険期間	新保険料	現行保険料	差額	改定率	
自家用乗用車	36 か月	24,690 円	23,690 円	1,000 円	4.2%	
	24 か月	18,560 円	17,650 円	910 円	5.2%	
軽自動車 (検査対象)	36 か月	24,830 円	23,520 円	1,310 円	5.6%	
	24 か月	18,660 円	17,540 円	1,120 円	6.4%	
営業用小型貨物	12 か月	16,670 円	15,830 円	840 円	5.3%	
自家用小型貨物	12 か月	13,710 円	12,850 円	860 円	6.7%	
営業用普通貨物	2 t 超	12 か月	25,180 円	24,100 円	1,080 円	4.5%
	2 t 以下	12 か月	18,680 円	17,790 円	890 円	5.0%
自家用普通貨物	2 t 超	12 か月	19,130 円	18,230 円	900 円	4.9%
	2 t 以下	12 か月	17,930 円	16,900 円	1,030 円	6.1%
小型二輪	24 か月	9,640 円	8,760 円	880 円	10.0%	
原付	36 か月	11,480 円	10,170 円	1,310 円	12.9%	